

この組合の規約を左記のとおり変更するので健康保険法施行令第三条第二項の規定により公告する。

記

第4条 (予備費の費途)

第4条 費途は、つぎの各号に掲げるものとする。

- (1) 保険給付費
- (2) 納付金
- (3) 保健事業費
- (4) 還付金
- (5) 営繕費
- (6) 財政調整事業拠出金
- (7) 連合会費

2. 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護納付金
- (2) 還付金
- (3) 一部負担還元金

第5条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律

(昭和32年法律第42号) 附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金(食事療養及び生活療養を一部負担金は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額から控除する法第7条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、同組合が定めた額(以下、「一部負担金相当分」という。)について、この還元を行う。

2. 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、療養費支給申請書各1件(法第115条の規定により同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下、「合算高額療養費」という。))の支給の基礎となつた一部負担金があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た

額)から、20,000円(ただし、上位所得者(診療月の標準報酬月額が53万円以上の者)の場合は診療38,000円)を控除して得た額とする。

### 第57条

(家族療養費付加金)

2. 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書、調剤報酬明細書、第2家族療養費支給申請書各1件(若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等(療養費又は家族療養費の法87条に基づき支給に係る一部負担金等は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、保険者が定めた額(以下、「一部負担金相当」という。))の額を合算することにより支給される高額療養費(以下、「合算高額療養費」という。))を除く。また、基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書又は第2家族療養費支給申請書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養(食事療養および生活療養を除く。)に要する費用の額から家族療養費に相当する額(法第15条の規定により高額療養費(合算高額療養費を除く。))が支給される場合にあっては、家族療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、標準報酬月額0円(ただし、上位所得者(診療月の標準報酬月額)を控除して得た額とする。)

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成28年9月1日以前の診療にかかると一部負担還元金及び家族療養費付加金については、なお、従前の例による。

添付書類  
新旧条文対照表

平成二八年九月一日

愛知県農協健康保険組合 理事長 吉田 濱

